

杉並区荻窪のまち歩きイベント企画運営業務

公募型プロポーザル実施要領

1 目 的

区では、「荻窪駅周辺まちづくり方針(平成29年4月)」を策定し、まちの目標の一つに、「歴史文化の薫り漂う、住んでよし、訪れてよしのまち」を掲げ、歴史的・文化的資源を生かした観光まちづくりを推進しております。また、地域の魅力を高め、住む人、訪れる人、誰もが親しめるようにするとともに、その魅力を効果的にわかりやすく区内外へ伝える情報発信力を強化するなど、地域の魅力発信に取り組むこととしております。

区は、国指定の史跡公園である荻外荘公園の令和6年12月開園に向け、大田黒公園や角川庭園等の荻窪地域に在るその他周辺施設との連携や回遊性を意識した上で、散策ルートやサイン・案内板等の整備、イベント等を実施し、荻外荘公園を中心としたエリアをハード・ソフトの両面から整備を進めています。

今回、区では荻窪駅周辺まちづくりの取組の一つとして、荻窪の歴史的・文化的資源を巡るまち歩きイベントを計画しています。

本イベントを通じて、主に荻窪地域や杉並区で暮らす若い世代を含めた広い世代が、荻窪三庭園(大田黒公園・角川庭園・荻外荘公園)をはじめとする荻窪駅周辺に点在する歴史的・文化的資源等の持つ新たな魅力を発見し、「荻窪」への愛着や誇りに思う気持ちを深めることを目的としています。さらに、イベントを通じて発見された「荻窪」の新たな魅力が発信され、「荻窪」を知らない方たちにも広く周知されることも期待しています。

本業務を行う事業者の選定にあたり、①業務実績、②イベントの企画立案・遂行能力、③民間事業者ならではの発想力、④情報発信能力等、を重視し、質の高い事業者を公募型プロポーザル方式により選定します。

2 業務の概要

(1) 業務名

杉並区荻窪のまち歩きイベント企画運営業務委託

(2) 業務内容

詳細は、別紙1「業務説明書」参照

(3) 履行場所

荻窪駅周辺

(4) 履行期間

令和6年9月初旬から令和7年2月21日（金）

※本業務は、杉並区が国の交付金（社会資本整備総合交付金）を受けて実施します。
区が交付決定（令和6年8月下旬予定）を受けた後に、本業務の契約の締結を行います。

(5) 事業規模

上限額 1,309,000円（消費税及び地方消費税込み）

3 参加資格

プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる全ての条件を満たすものとします。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成22年3月23日杉並第65476号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (4) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年1月17日杉並第53890号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 法人事業税及び特別法人事業税、法人税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 国、他自治体等の官公庁又は民間企業においてイベント業務につき、業務実績があること。

4 実施手順

公募から受託者候補者選定までの実施手順（概要）は以下のとおりです。

内容	実施日等
(1) 実施要領の公表	令和6年4月8日（月）
(2) 質問受付期間	令和6年4月8日（月）から 令和6年4月15日（月）午後3時まで ※質問及び回答は、令和6年4月18日（木）までに、区公式ホームページ上で一括して公開します。
(3) 参加申込書等提出期間	令和6年4月8日（月）から 令和6年4月19日（金）午後3時必着 ※参加申込書等を提出せずに、企画提案書等を提出することはできません。
(4) 企画提案書等提出期間	令和6年4月8日（月）から 令和6年5月8日（水）午後3時必着 ※参加申込書等を提出しても、期限までに企画提案書等の提出がない場合は辞退とみなします
(5) 第一次審査 （書類審査）	令和6年5月16日（木）（予定） ※第二次審査の対象となる参加事業者を選定します（3事業者程度）。 ※第一次審査結果は令和6年5月21日（火）までにお知らせする予定です。
(6) 第二次審査 （プレゼンテーション、ヒアリング審査）	令和6年6月13日（木）（予定）
(7) 受託者候補者選定結果の通知	令和6年6月20日（木）（予定） ※審査結果は、第二次審査参加者全員に通知します。

5 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

様式1「質問書」を使用し、Eメールの件名を「質問書提出（杉並区荻窪のまち歩きイベント企画運営業務公募型プロポーザル）【事業者名】」とし、「11 担当（問い合わせ先）」記載のEメールアドレス宛に提出してください。提出後、区担当者にEメールを送付した旨の連絡を電話で行ってください。

(2) 受付期間

令和6年4月8日（月）から令和6年4月15日（月）午後3時まで

(3) 回答方法

令和6年4月18日（木）までに区公式ホームページ上で公開します。

(4) 注意事項

- ・メールの本文には質問内容を記述せず、様式1「質問書」を必ず使用してください。
- ・補足や説明資料として様式1「質問書」以外で資料の提出をしたい場合は、Microsoft Officeに含まれるアプリケーション又はPDFにて提出してください。
- ・対象資料名等は正確に記載してください。必要があれば具体例を示すなど、区が的確に質問内容を把握できるよう心掛けてください。
- ・電話等その他の方法での質問、及び回答に対する再質問には応じません。また、意見の表明に解されるものや質問内容の不明瞭なもの等に対しては、回答しません。
- ・区がセキュリティ上、公開することが望ましくないと判断した場合には、質問に回答しない場合があります。

(5) 質問回答の取扱い

質問への回答は、本実施要領をはじめとする各資料等への追加又は訂正とみなします。質問の有無に係わらず、令和6年4月18日（木）以降、必ず区公式ホームページを確認してください。

6 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

別紙2「提出書類一覧」のとおりです。

(2) 作成方法

別紙3「提出書類作成要領」のとおりです。

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出方法

提出書類の確認を行って受理しますので、原則、平日午後3時までに持参してください。

※郵送の場合は、提出書類の漏れがないよう確認のうえ、封書表面の欄外に「杉並区荻窪のまち歩きイベント企画運営業務応募書類在中」と朱書きし、書留郵便にて提出してください。

(5) 提出先

「11 担当（問い合わせ先）」のとおりです。

(6) 提出期限

令和6年4月19日（金）午後3時必着

(7) 留意点

- ① 持参、郵送いずれも、未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

別紙2「提出書類一覧」のとおりです。提出書類は、正本・副本をそれぞれ製本（ファイル等で綴じる）し、別紙2「提出書類一覧」を先頭に綴じ、提出書類一覧の項目ごとにインデックスを付けて提出してください。また、表紙及び背表紙に、当該提出書類名（杉並区荻窪のまち歩きイベント企画運營業務 企画提案書等）を付し、正本のみに事業者名を付してください。副本については、応募事業者が特定できるような名称（社会福祉法人、株式会社等の表記も含む）、ロゴマーク等は、使用しないでください。それらが記載されている書類については、当該個所をマスキングし、判別できないようにしてください。また、個人情報については、正本・副本とも同様の処理を行ってください。

(2) 作成方法

別紙3「提出書類作成要領」のとおりです。

(3) 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

(4) 提出方法

提出書類の確認を行って受理しますので、原則、平日午後3時までに持参してください。

※郵送の場合は、提出書類の漏れがないよう確認の上、封書表面の欄外に「杉並区荻窪のまち歩きイベント企画運營業務応募書類在中」と朱書きし、書留郵便にて提出してください。

(5) 提出先

「11 担当（問い合わせ先）」のとおりです。

(6) 提出期限

令和6年5月8日（水）午後3時必着

(7) 留意点

- ① 持参、郵送いずれも、未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

② 電子メールによる提出は受け付けません。

8 受託候補者の選定手順

杉並区荻窪のまち歩きイベント企画運營業務受託者候補者選定会議（以下「選定会議」という。）において、企画提案書等の提出された書類及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容を審査し、本業務に最も適していると認められる事業者を選定します。なお、選定会議で審査した結果、一定の点数に満たない事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとします。

(1) 評価項目・評価基準

① 経営状況等に対する評価基準

評価項目	評価基準
経営状況	・ 経営状況は良好か
業務実績	・ 類似業務の受注実績や、経験やノウハウを活かすことのできる実績があるか ・ 実績として挙げた業務は本業務に活かすことができるものか
業務遂行体制	・ 業務の遂行体制は妥当か ・ 業務の遂行に当たり十分な経験や能力を有する担当者等がいるか

② 企画提案に対する評価基準

評価項目	評価基準
業務理解度	・ 業務内容を理解しているか ・ 業務内容がスケジュールに反映されているか
企画提案の内容	・ 荻窪地域の特色や資源等を十分に活かし、地域の新たな魅力が発見・発信され、周知されるものか ・ 愛着や誇りに思う気持ちを醸成できるものか ・ イベントの内容が今後のまちづくりの取組に活かせるよう意図されているか ・ 若い世代を含めた広い世代が楽しみながら参加できる内容となっているか ・ 自社の強みを活かした手法、企画の新しさや斬新さなど、民間企業ならではの強みを活かしたものとなっているか
情報発信	・ 20歳から40歳の者を集客できるような計画となっているか ・ 効果的な情報発信のできる情報発信ツールやノウハウがあるか
資料調整能力	・ 企画提案が図等を使用し、一般的に見ても分かりやすく、見やすいものとなっているか
業務に対する取組姿勢	・ 業務に対する取組姿勢が意欲的であるか
費用対効果	・ 経費見積りは適切か
プレゼンテーション 及びヒアリング	・ 説明が論理的で説得力があるか ・ 質問の受け答えが適切か 等 ※企画提案内容に対する評価も含む

(2) 審査方法

① 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に基づき、選定会議で書類審査を実施し、第一次審査通過者（第一次審査配点合計の6割以上を取得した事業者のうち上位3事業者程度を想定）を選定します。

② 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

第一次審査通過者に対し、選定会議において、企画提案の内容に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、契約を締結する受託者候補者（配点総合計の6割以上を取得した最上位の事業者）を選定します。

(3) 選定結果通知・公表

① 第一次審査結果の通知

第一次審査の結果は、令和6年5月21日（火）までに第一次審査参加事業者全てに対し、参加申込書に記載された担当者へEメールでお知らせをし、後日文書で通知します。

また、第二次審査対象者に対しては、別途第二次審査の実施方法をお知らせします。

② 受託者候補者選定結果通知

受託者候補者の選定結果は、令和6年6月20日（木）までに第二次審査参加事業者全てに対し、参加申込書に記載された担当者へEメールでお知らせをし、後日文書で通知します。

③ 選定結果公表

選定結果は、後日、区公式ホームページ（プロポーザル案件のご案内）で公表します。なお、非選定の通知を受けた参加事業者は、非選定理由について説明を求めることができます。

9 参加事業者の失格

参加資格の確認を受けた応募事業者が、次のいずれかに該当する場合は失格とします。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 「3 参加資格」に示す参加資格を満たさなくなった場合

(3) 参加申込書等及び企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合

(4) 参加事業者（参加予定者の関係者を含む）が、選定会議の設置から選定結果の通知があるまでの間、選定会議委員及びこの募集に係る区職員（以下「選定委員等」という。）に対し、金銭・物品を贈与すること、接待すること等、自己を有利にする又は他者を不利にすることを目的とした接触をした場合（ただし、以下のような場合を除きます。）

- ・ 実施要領に基づき区が実施する説明会・現地見学会等への参加
- ・ 実施要領に基づく区への質問及び書類の提出等
- ・ 現に区と契約等を締結している委託業務及び指定管理業務等の履行に必要な行為
- ・ 自らが構成員の一員となる団体（区との契約の相手方である等の利害関係がないものに限る。）と区が行う事業推進に関する意見交換会等への出席（当該団体が応募関係者である事業者等の利益のためにする行為を行う場合を除きます。）
- ・ 区が主催する審議会、意見交換会等への出席

(5) 指定する日時までに第2次審査会場に到着しなかった場合

(6) 「2 業務の概要 (5) 事業規模」に示す、事業規模の上限を超えた提案をした場合

(7) 前各号に定めるもののほか、審査の公正性・公平性を害する行為や、提案にあたり著しく信義に反する行為があったと認められる場合

10 その他留意事項

(1) プロポーザルの提案に係る費用は、すべて参加事業者の負担とします。

(2) 企画提案書等について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例（昭和 61 年条例第38号）に基づき、提出書類等を公開することがあります。また、区は提出された文書等について、必要に応じて無償で使用するものとします。

(3) 選定会議で審査をした結果、配点合計の6割を満たす応募事業者がいなかった場合、本プレゼンテーションによる受託者候補者を選定しないこととします。

(4) 契約書は、原則として区指定の標準契約書を使用します。

(5) 受託者候補者が区と契約を締結する場合、業務の全部又は主要な業務を一括して第三者に委託することを禁じます。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ区の承諾を得ることとします。

(6) 選定された受託者候補者が「9 参加事業者の失格」に該当することが判明した場合、又は契約締結交渉が不調となった場合若しくは辞退した場合は、必要な評価点数を満たした次順位の参加事業者と契約締結交渉を行うものとします。

(7) 契約の締結に関しては、選定された受託者候補者と区が協議し、業務に係る仕様を確定させた上で契約を締結します。また、仕様書の内容は、提案された内容を基本としますが、受託者候補者と区との協議により決定します。

(8) 参加事業者が本プロポーザルを途中で辞退する場合は、「11 担当（問い合わせ先）」まで電話連絡の上、速やかに様式8「辞退届」を持参又は郵送により提出してください。

- (9) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円表記とします。やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。
- (10) 提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めません。ただし、区からの指示があった場合を除きます。
- (11) 提出された企画提案書等については、返却しません。

1.1 担当（問い合わせ先）

杉並区都市整備部市街地整備課荻窪まちづくり担当 大林、粕谷

- ・所在地：〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1（杉並区役所西棟3階）
- ・電話：03-3312-2111（内線）3382、3384
- ・Eメール：KYOTEN-T@city.suginami.lg.jp